

第二十四條 本定款ノ改正ハ總會ノ決議ニ依ルモノトス
 第二十三條 本定款ノ改正ハ總會ノ決議ニ依ルモノトス
 第二十二條 本會ハ大阪、橫濱、下關、門司、若松、長崎ノ各港ニ組織セラルル組合ト連結シテ共通ノ團ヲ協議ス

第二十一條 本會ノ職員ニシテ本會ニ對シテ特殊ノ功勞アルモノハ役員會ノ決議ニ依リ其ノ功勞ヲ表彰ス
 第二十條 會員中死シタル時ハ弔詞ト共ニ遺族ニ金帛則以內職等ノ爲メ死シタル以テキハ金帛拾圓以內ノ祭料ヲ贈呈シ哀悼ノ意ヲ表ス
 第十九條 本會員ハ總會管理ノ下ニ會計之レヲ處理ス而シテ會計年度ハ毎年十月末日ヲ限リ之レヲ公報スル事アルベシ
 第十八條 本會ノ經費ハ會員及指定ノ附會者以テ支辨ス
 第十七條 本會員ハ總會管理ノ下ニ會計之レヲ處理ス而シテ會計年度ハ毎年十月末日ヲ限リ之レヲ公報スル事アルベシ

第十六條 會員ニシテ左ノ事由ニ該當スルモノハ之レヲ除名ス
 一、故テシテ六ヶ月間會費ヲ納付セザルモノ
 二、本定款及內則ニ違背シ又ハ本會ノ体面ヲ毀損スルノ行爲ヲシテ認ムルモノ
 三、犯罪其ノ他ノ事由ニ依リ除名スルモノト認ムルモノ
 第十五條 會員ハ左ノ場合ニ於テ其ノ資格ヲ喪フモノトス
 一、死亡
 二、除名
 三、除名又ハ退會
 第十四條 會員ニシテ止ム得タル事由アルトキハ選任委員ヨリ得テ本會ニ納付シタル會費ハ左ノ場合ニ於テ其ノ資格ヲ喪フモノトス
 第十三條 會員ニシテ業務報告シタル下船シタルトキ又ハ住所ヲ變更シタルトキハ選任委員ハ入會金ヲ要ス
 第十二條 本會ニ入會シタルモノハ正會員トシテ入會金拾圓ヲ納付シ本會ニ入會シタルモノハ左ノ事由ニ依リ入會金返還セザルモノトス
 一、臨時總會 必要ニ應ジテ臨時總會ヲ開會スルモノトス
 二、臨時總會 必要ニ應ジテ臨時總會ヲ開會スルモノトス
 三、臨時總會 必要ニ應ジテ臨時總會ヲ開會スルモノトス

10.14.2

廣愛會定款

主意書

這般大戦勃發以來我國海運ノ發達ハ未曾有ノ盛況ヲ呈シ世界各地ニ我日旗ハ翻リテ其ノ優位地ヲ示スニ至レリ、此時ニ當リテ我神戶港ハ日本第一ノ貿易港トシテ宇内ニ知らレ日々出入スル船舶ハ幾百ヲ以テ數フルニ至リ、其ノ間ニ從業スル吾人船員ノ責任又大ナラフ感セサルヲ得ス、サレハ各自自ラ覺醒シテ大ニ向上ノ道ヲ講究シ以テ其ノ眞價ヲ認メラルヘキナリ然ルニ港内同業者間ニ於テ之等ニ關スル何等ノ設備ナク爲メニ不利不便ノコト甚タ多シ、茲ニ有志者相謀リテ組合ヲ組織シ一致結束シテ船主船員相互ノ便益ヲ計ラントス、之レ時代ノ要求ニシテ何等ノ私心ナシ幸ニ同志ノ士贊成アラントラ切望シテ止マサルナリ。

定款

第一條 本會ヲ扇港海員廣愛會ト稱ス
 第二條 本會ノ事務所ヲニ設置ス
 第三條 本會ハ兵神港内ニ從業スル一般海員ヲ以テ組織ス
 第四條 本會ハ左記事項ヲ實行スルヲ以テ目的トス
 一、本會員ハ各自自ラ以テ品位ヲ高メ規約ヲ嚴守シ會員互ニ協力一致シテ諸般ノ弊害ヲ矯正シ信用

一、書記 若干名 會長ノ指名ニテ雇入ル、モノトス

第七條 各役員ハ名譽職トシ任期一箇年トシ毎年定時總會ニ於テ改選スルモノトス但シ再選ヲ妨グズ

第八條 本會ノ會議ヲ左ノ三種トス
 一、定時總會 毎年十二月開會シ事業ノ報告書及ヒ收支計算書ヲ議定ス
 二、臨時總會 必要ニ應ジテ臨時總會ヲ開會スルモノトス
 三、臨時總會 必要ニ應ジテ臨時總會ヲ開會スルモノトス

第九條 本會ニ入會セントスルモノハ入會金トシテ金貳圓ヲ出金スルモノトス

第十條 會員ニシテ巴ムラ得タル事由アルトキハ退會スルコトヲ得但シ本會ニ納付シタル金員ハ總テ之ヲ返還セザルモノトス

第十一條 會員ハ左ノ場合ニ於テ其資格ヲ失フモノトス
 一、死亡
 二、除名
 三、除名又ハ退會

第十二條 會員ニシテ左ノ事由ノ一ニ該當スルモノハ之ヲ除名ス
 一、故ナクシテ一箇年間會費ヲ納付セザル時
 二、本定款及內則ニ違背シ又ハ本會ノ體面ヲ毀損スル行爲アリト認ムル時

第十三條 會員ハ左ノ場合ニ於テ其資格ヲ失フモノトス
 一、臨時總會 必要ニ應ジテ臨時總會ヲ開會スルモノトス
 二、臨時總會 必要ニ應ジテ臨時總會ヲ開會スルモノトス
 三、臨時總會 必要ニ應ジテ臨時總會ヲ開會スルモノトス

第十四條 會員ニシテ止ム得タル事由アルトキハ選任委員ヨリ得テ本會ニ納付シタル會費ハ左ノ場合ニ於テ其ノ資格ヲ喪フモノトス
 一、死亡
 二、除名
 三、除名又ハ退會

第十五條 會員ニシテ業務報告シタル下船シタルトキ又ハ住所ヲ變更シタルトキハ選任委員ハ入會金ヲ要ス
 第十六條 本會ニ入會シタルモノハ正會員トシテ入會金拾圓ヲ納付シ本會ニ入會シタルモノハ左ノ事由ニ依リ入會金返還セザルモノトス
 一、臨時總會 必要ニ應ジテ臨時總會ヲ開會スルモノトス
 二、臨時總會 必要ニ應ジテ臨時總會ヲ開會スルモノトス
 三、臨時總會 必要ニ應ジテ臨時總會ヲ開會スルモノトス

第十七條 本會ニ入會セントスルモノハ入會金トシテ金貳圓ヲ出金スルモノトス
 第十八條 會員ニシテ巴ムラ得タル事由アルトキハ退會スルコトヲ得但シ本會ニ納付シタル金員ハ總テ之ヲ返還セザルモノトス
 第十九條 會員ハ左ノ場合ニ於テ其資格ヲ失フモノトス
 一、死亡
 二、除名
 三、除名又ハ退會